

8. その他の支援

■避難行動要支援者の登録

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 町は、災害時において命を守る方策の一つとして、地域に自分の状況を発信し、可能な範囲で避難を手伝ってもらうために「避難行動要支援者台帳」への登録を勧奨しています。

▼対象 象……紫波町内に住所があり、次の①～⑤のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 75歳以上の方のみで世帯を構成されている方
- ② 要介護3以上の方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下に該当される方
(視覚障がい1～2級、聴覚障がい2級、肢体不自由1～2級)
- ④ 療育手帳A
- ⑤ その他町長が援護を必要と認める方

■成年後見制度（盛岡広域成年後見センター）

【問合先】盛岡家庭裁判所 ☎622-3165（盛岡市内丸9-1）

盛岡広域成年後見センター ☎626-6112（盛岡市大通1-1-6 岩手教育会館2F）

- 成年後見制度は、知的障がい者、精神障がい者、認知症の高齢者など、判断能力が不十分な方々が財産管理（預貯金の管理、不動産の管理・処分）や身上監護（介護保険サービス・障害福祉サービス等の利用）に関する契約を行うとき、裁判所が選任した後見人等が法律に基づいて、その行為を代行します。

本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助に区分されます。

▼対象者と援助の種類

	後 見	保 佐	補 助
対象	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力を欠く状況にある方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が著しく不十分な方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方
職務	本人に代わって預貯金に関する取引、介護や治療に関する契約の締結、財産管理等	本人が行う重要な財産行為に同意することや、保佐人の同意を得ない財産行為を取り消すこと等	本人の意思を尊重しながら、適切な同意を与えることや、本人の行為を取り消すこと等

▼必要書類……申立書、本人の戸籍謄本、申立事情説明書、収入印紙、郵便切手、診断書、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、鑑定費用、本人や後見人等候補者の住民票または戸籍の附票 など

▼手続方法……家庭裁判所に成年後見を開始したいことの申立てを行います。
申立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人、検察官、市町村長等です。申立てから後見人等の決定までに3ヶ月くらいかかります。

▼そ の 他……制度利用についてのご相談は、盛岡広域成年後見センターまたは役場（長寿介護課 高齢者支援係、健康福祉課福祉係）までご相談ください。

■住民検診料金の免除

【問合先】 紫波町 健康福祉課 成人保健係 ☎672-2111

▼検診・検診名等

健康診査等の種類	対象者 (年齢基準日：令和9年3月31日)	内容	自己負担額
若年者健康診査	35～39歳 (職場などで健康診査を受けていない人)	血液検査 尿検査 血圧測定など	1,500円
肺がん検診	40歳以上	胸部のレントゲン 撮影	500円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査	500円
胃がん検診	40歳以上	胃のレントゲン 撮影	40～69歳 2,000円
			70歳以上 500円
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数歳の女性	内診・細胞診	1,500円
乳がん検診	40歳以上の奇数歳の女性	乳房のレントゲン 検査	1,500円

下の①～⑤に該当する人は、上記表の自己負担額が無料になります。

確認書類をご準備の上、検診当日、受付で提示してください。確認書類の提示がない場合は無料となりません。また、検診受診後の払い戻しはできません。

▼受診料金免除の該当要件

対象となる人	確認書類
①70歳以上の人（胃がん検診を除く）	本人確認できるもの（マイナンバーカード等）
②身体障害者手帳1～3級・療育手帳及び 精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳
③生活保護受給者	受付で申し出てください（書類不要）
④住民税非課税世帯の人 （世帯員全員が住民税非課税の人）	申出書の写し ※本年度から手続き方法を変更しました。 受診日の一週間前までに、紫波町役場健康福祉課 で申出が必要です。 （税務課・町民課での課税証明書取得は不要となります。）